

令和4年度板橋区生活安全協議会

開催日時 令和4年7月7日(木) 10時00分～11時00分

会 場 区役所本庁舎南館4階 板橋区防災センター 災害対策室A・B

出席者数 生活安全協議会委員25名(2名欠席) 専門委員11名 計36名

1 開会・委嘱状交付

防災危機管理課長：委嘱状の交付及び委員の紹介をさせていただきます。

—委嘱状の交付及び委員の紹介—

防災危機管理課長：資料の確認をさせていただきます。

—資料確認—

防災危機管理課長：令和4年度板橋区生活安全協議会を開会いたします。初めに本協議会の会長であります坂本区長よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

板橋区長

皆様、おはようございます。早朝からお忙しい中、生活安全協議会のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、平素から板橋区の安心・安全なまちづくりにご協力賜りまして、重ねて御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、区内の各警察署からご提供いただきました、データによりますと、区内の犯罪の発生件数については、平成15年をピークに減少に転じまして、令和3年は2,563件となりました。これは前年に比べて481件の減少となっております。大変喜ばしい傾向であると感じています。

しかしながら、皆さんご承知の通り、特殊詐欺被害については、令和3年は、件数で151件、被害の総額においては、約2億2,600万円と大変大きな被害となっております。これは前年から件数においては27件、被害の額においては約600万円増加したとの結果でございます。残念なことではありますけれども、被害の件数については、23区では3番目に多いという結果となっております。特殊詐欺の被害者は高齢の方が多く、区にも毎日のように、問い合わせや相談がされていますけれども、大切に蓄えられた財産を狙う卑劣な行為については、断じて許してはならないと感じております。

このほかにも、子どもたちを狙った犯罪が、全国で発生しております。子どもに対する犯罪を板橋区では絶対に起こしてはならない、という意識のもとに区内警察署と連携を取りながら、様々な手段において、被害の防止に立ち向かっていきたいと考えております。

この協議会においては、様々な団体の皆様の代表の方々に集まっていただいております。それぞれの立場からご意見を交わしていただくことは、もちろんではありますけれども、お互いに協力しあうことによって犯罪がない、安心・安全な板橋区を目指したいと考えております。皆様の活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、冒頭、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

防災危機管理課長：ありがとうございました。続きまして、板橋区議会 坂本議長からご挨拶をいただきます。

区議会議長

皆様、改めまして、おはようございます。板橋区議会議長の坂本です。本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、議題が多々ございます。消防から警察まで、まちの多様化に伴って、発生する区民の安全を阻害するような事案は、多岐にわたっている状況でございます。

また一方で、火災のようにこれまでのような気をつけていても起こってしまう、また気をつけていれば、起こらないような、様々な火災、犯罪、区民の安全を損なうような事態が想定されますので、ぜひとも多岐にわたる皆様からの視点で、ご意見を活発にいただきまして、本日議論を交わさせていただき、区民

の安全・安心に努めていければと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

防災危機管理課長：ありがとうございました。続きまして、区内警察署を代表いたしまして、板橋警察署長 森田 様からご挨拶をお願いいたします。

板橋警察署長

三警察署を代表いたしまして、森田が一言ご挨拶申し上げます。日頃から板橋区長様をはじめ、皆様方には、日頃から警察活動においてご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成14年4月に板橋区生活安全条例が施行されて、今年で20年目の節目と、伺っております。この間、安心・安全なまち板橋の実現におきまして犯罪を抑止に関する情報交換、防犯活動など、本協議会において活発に協議していただいているところでございます。

警視庁では、平成15年から犯罪抑止対策を推進しております。近年では特に先程区長様のほうからお話しがありましたが、特殊詐欺に重点を掲げまして、諸対策を推進しております。しかしながら、去年の警視庁管内における特殊詐欺の認知件数は3,319件、被害額で、警視庁全体で66億円であります。令和2年比、プラス423件であり、危機的状況にあると言っても、過言ではないと思います。板橋区内、本年5月末現在、認知件数では52件で、昨年比マイナス6件でありますけど、まだまだというところでございます。

警察としてもいろいろな対策を講じているわけですが、やはり警察だけでは成り立っていきません。板橋区をはじめ、関係団体、区民の皆さんと一体となった警察活動、防犯活動が必要です。

また、警視庁に、犯罪の予兆電話である、アポ電「区役所だけど、還付金ありますよ」などといった報告が毎日のように入っています。また、子どもに対する声かけ事案「車に乗っていかない？お菓子あげるから」といったものや、公然わいせつが夏場にかけて増えてきています。あとは、女性宅に対する侵入事案が発生しているのが現状でございます。

例えば、この「Digi Police」というアプリの案内をさせていただきますが、電車の中で声あげられない人のための「やめてください、やめてください」と音が出る痴漢撃退機能や、声かけ事案がありましたとか、今どこでアポ電がありま

した。という情報がアプリで全部見られます。皆様方の身近に犯罪があるというのが、分かりますので、ぜひダウンロードしてください。実際にこれで周りの人も協力していただき、犯人を逮捕した事例もあります。周りの方にも伝えていただいて、ぜひダウンロードしていただき、活用いただければと思います。

最後になりますが、皆様の益々のご健勝のご活躍を祈念いたしまして、挨拶に代えさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

防災危機管理課長：ありがとうございました。続きまして、区内消防署を代表して板橋消防署長 長谷川 様からご挨拶をお願いいたします。

板橋消防署長

皆様、改めまして、おはようございます。板橋、志村両消防署を代表いたしまして、一言、ご挨拶させていただきます。本日ご出席の関係機関の皆様には、日頃から消防活動にご理解とご協力を賜りまして、大変ありがとうございます。

さて、私ども消防の視点で考えますと、生活安全というキーワードを考えますと、火災と救急という2つの視点になると思います。火災に関しましては本年5月末現在板橋区内では73件の火災が発生して、2名の方が尊い命を失われております。火災で亡くなる方は、ほとんどが住宅火災から発生しています。また、火災原因では、最近電気関係の火災が大変多くなっておりまして、後ほど、最近増えております、電子レンジの火災についてもご説明をさせていただきたいと思っております。

また、救急に関しましては、熱中症についてお話をさせていただきたいと思っております。例年7月、8月に熱中症による救急搬送が大変多くなるのですが、今年は6月末に梅雨明けをした関係で、現在、救急搬送が増えているような状況です。今年は6月末現在、都内で1,800人以上の方が熱中症で搬送されておりまして、板橋区内でも95名の方が熱中症で搬送されております。まだまだ暑い日が続きますので、後ほど、熱中症の応急処置についてもご説明をさせていただきたいと思っております。

区民の皆様方の生活安全の基盤は、普段、生活されている住宅の安全にあると思っております。消防署といたしましても、協議会の皆様と情報を共有しながら、生活安全への取り組みを今後も推進していく所存でございます。ぜひ皆様方の活

動の際にも、本日お知らせした内容について、地域の皆様にお知らせいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

防災危機管理課長：ありがとうございます。これより議事に入ります。議事の進行につきましては、本協議会の会長であります、坂本区長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長：早速、議事に入りたいと存じます。皆様のご協力をお願い申し上げます。それでは、ただいまから報告事項に入ります。はじめに、令和3年度板橋区生活安全協議会の活動報告について、板橋区防災危機管理課 関根課長から説明いたします。

3 報告

令和3年度板橋区生活安全対策

防災危機管理課長

資料1につきましては、私の方から説明をさせていただきたいと思っております。資料の説明につきましては、着座にて行わせていただきます。

まず、令和3年度板橋区生活安全協議会活動報告、「1. 令和3年度板橋区生活安全協議会専門部会」でございます。こちらにつきましては、協議会の委員の中から選任されました、17名の専門部会委員と区、警察署、消防署の担当課長11名によりまして専門部会を開催させていただいたものでございます。開催日は令和4年2月4日から3月15日、というスケジュールで書面開催をさせていただきました。議題につきましては、本日の報告事項とほぼ一緒の内容でございました。実施結果につきましては、28名中13名より、ご意見、ご提案がございました。専門部会の資料と回答につきましては、「別紙1 令和3年度板橋区生活安全協議会専門部会」として資料を添付させていただきました。

次に「2. 関係機関、団体等と協働で実施した事業」でございます。「(1)地域安全マップ作製講習会」でございます。こちらの方は6月26日土曜日の午前中に開催をさせていただきました。会場は文化会館とその周辺、共催として小学校PTA連合会にお願いをしております。参加者が全部で29名。内容としましては、地域安全マップの事前学習とフィールドワークによりまして、犯罪が起りやすい場所を確認していただき、その後、それをマップに落とし込む作業を体験していただきました。こちらにご参加いただきました方につきましては、この講習会で学んだことを、ご自身が地域、学校で地域安全マップを作製する際に、そのスキルをご活用いただいているものでございます。

ページ変わりました、2ページ目でございます。「(2)犯罪抑止生活安全のつどい」でございます。こちらは、残念なことに新型コロナウイルスの影響によりまして、開催を断念しまして、動画形式で開催をすることになりました。内容としましては、区内の犯罪の発生状況の報告及び、区、警察署、防犯協会の取り組みを動画で紹介したものでございます。配信チャンネルは、YouTubeの板橋区公式チャンネルで、右側に二次元コードがございます。時間があるときにこちらへアクセスしてご覧いただければと思います。

その下、「(3)生活安全の日のキャンペーン」でございます。平成14年の生活安全協議会におきまして、毎年12月20日を板橋区生活安全の日と定め、年末年始に増加する犯罪・火災を予防するため、街頭キャンペーン等を実施するものでございます。①としまして、街頭キャンペーンの活動、開催が12月20日月曜日、会場はUR都市機構高島平団地の中央商店街で開催をさせていただきました。参加いただきました区民の方は、約300人、生活安全の日アンケートを実施し、防犯・防火パネルの展示や各種リーフレットの配布を行いました。アンケートの結果につきましては、「別紙2 生活安全の日アンケート結果」ということで添付させていただいております。②といたしまして、区内公衆浴場で特製タオルを配布ということで、配布期間12月20日から区内の公衆浴場28か所の協力を得て実施したものでございます。区内公衆浴場利用者に、特殊詐欺に関するアンケートを実施しまして、回答していただいた方には特製タオルを配布したものでございます。この際に一緒に防犯や防火を呼びかけてさせていただきました。アンケート結果につきましては、別紙3「公衆浴場アンケート結果」を添付させていただいております。

その他、③といたしまして、町会・自治会に防犯・防火パトロールの実施を依頼しております。

ページ変わりました、3ページ目でございます。「(4)板橋セーフティ・ネットワーク」でございます。こちらは、事業者とその従業員の方々が業務中に不審者を発見した際、110番通報の協力と本来業務に防犯の観点を加えていただくことにより、ながら見守りをしていただくものでございます。参加事業者につきまして

は、135事業者、令和3年度に新たに加入していただいた事業者は、6事業者ということで、そちらに記載のされている事業者でございます。

次に「(5)防犯設備の整備補助金」でございます。こちらは町会、自治会、商店街が防犯カメラ等を設置する費用の一部を補助しているものでございます。補助内容はご覧の通り、補助実績としましては計9団体、新規設置44台、更新6台でございました。防犯カメラの総設置台数につきましては、平成15年度から令和3年度までで計857台となっております。

「(6)防犯カメラの維持管理費補助金」でございます。こちらは先程の町会自治会、商店街等が設置管理する防犯カメラ等の維持管理費の一部を補助するものでございます。補助内容はご覧の通りでございます。補助実績でございますけれども、維持管理費として38団体305台、移設撤去費がございませんでした。電気料金が35団体254台。電柱等使用量が22団体79台という実績になってございます。

ページ変わりました、4ページ目でございます。「3. 区が実施した事業」としまして、「(1)総合安心・安全パトロール」でございます。24時間365日、青色防犯パトロールカー、通称「青パト」と呼ばれています車3台による巡回警備を実施させていただいております。警備の方ですが、通常巡回警備は、そちらのほうに3つ載っております。安心・安全パトロール、区立公園等パトロール、集積所による資源持ち去り防止パトロールでございます。これを24時間365日、3台の車で見回って行うものでございます。そのほかに特別巡回警備というのがございます。こちらが警察と連携しまして、不審者情報や犯罪発生情報が入りましたら、特に警戒を要する地域に対しまして、青パトを一定期間巡回させるものでございます。こちらの特別巡回は年間で計362回、実施しているものでございます。

その下、「(2)詐欺対策機器の購入補助金」でございます。こちらが詐欺対策機器として、自動応答録音機能を備えた固定電話等を購入した際、費用の一部を補助するものでございます。こちらとしましては上限2,000円でさせていただいております。申請件数は62件でございました。これまで、当初50件分を確保しておりましたが、令和3年度は非常に申請件数が多かったために、65件分まで予算を増額して対応させていただきました。

「(3)簡易型自動通話録音機の配布」でございます。こちらの方は、電話機に貼り付けて使用する取り扱いが簡単な特殊詐欺対策用品でございまして、65歳以上の区民の方であれば、無償で配布しているものでございます。配布台数は2,000台でございます。

ページ変わりました5ページ目でございます。「(4)親子体験型防犯講習会」、こちらの方ですが、新型コロナウイルスの影響によりまして、内容を変更して開催をさせていただきました。こちらは、子どもが外出時に犯罪に巻き込まれそうになった時の対処法、危険回避行動について学んでいただく講習会でございます。

本来でしたら、2月26日、27日に計4回開催する予定でございました。対象としましては、小学校へ入学する前の幼児とその保護者の方でございます。お申込み頂いておりましたのは、各回親子20組程度で、計80組程度でありました。対面での開催が困難であったことから、今回につきましては、自宅学習用の資料のみを配付させていただき対応をさせていただきました。

次に「4. 区、関係機関による広報活動」でございまして、区の関係機関による広報活動でございまして、こちらの方は、「(1)最近の犯罪発生情報の発行」からこちらに書かれております、「(2)広報いたばしへの防犯特集記事の掲載」、「(3)緊急犯罪情報の提供」、「(4)板橋区防災・防犯ツwitterの運用」、「(5)青色防犯パトロールカーによる注意喚起」、「(6)区公式ホームページの更新」、「(7)「メールけいしちょう」、「DigiPolice」、「東京消防庁公式アプリ」の周知」、そして6ページ目に、「(8)犯罪抑止啓発動画を作成」でございまして、こちらの方は、日テレ東京ヴェルディベレーザ、高島平警察署、高島平防犯協会と協力いたしまして、動画を作成配信したものでございまして、こちらの動画につきましては、YouTube警視庁公式チャンネルで配信をさせていただきました。

次に「5. 特殊詐欺被害防止に向けた対策」でございまして、「(1)新型コロナウイルスワクチン接種会場での意識啓発活動」、「(2)板橋プロレス試合会場での意識啓発活動」等、次のページの「(9)特殊詐欺被害防止キャンペーン」まで、さまざまな活動を展開させていただきました。

次に「6. 新型コロナウイルス感染防止対策」でございまして、新型コロナウイルス感染症防止対策として以下の協力をしてございまして、

最後になりますが、「7. その他の活動」として、こちら(1)から(5)まで事業を掲載させていただきました。

資料の説明は以上でございまして、

会長：ありがとうございました。続きまして、「令和4年板橋区内指定重点犯罪等認知件数について」を板橋警察署生活安全課長 佐藤様からお願いいたします。

板橋警察署生活安全課長

板橋警察署生活安全課長の佐藤と申します。よろしくお願いたします。着座にて発表させていただきます。3警察署を代表いたしまして、板橋区内における指定重点犯罪の認知件数等につきまして発表させていただきます。まず、私の発表

につきましては、配布してあります資料の内、資料2を参考にご覧いただきながら聞いていただければと思います。

はじめに、刑法犯の認知件数でございます。暫定値ではございますが、1月1日から5月31日までの間、認知件数が988件、昨年比で73件の減少となっております。次に地域の方々、まちの方々が、不安に感じる犯罪として警視庁が指定している指定重点犯罪についてご報告させていただきます。

指定重点犯罪というのはここに書いてあります、特殊詐欺、ひったくり、侵入、窃盗、強盗、性犯罪、自動車盗、子どもに対する犯罪、こちらの項目になります。これにつきましても、暫定値でございますが、指定重点犯罪の認知件数は、区内3警察署合わせて105件、昨年比13件の減少となっております。

しかしながら、強盗、自動車盗、ひったくりについては増加傾向にあります。続きまして、特殊詐欺について、ご報告申し上げます。これにつきましても、暫定値ではございますが、特殊詐欺の認知件数は、区内3警察署合わせて52件と昨年比6件の減少となっております。

犯行の手口としては、オレオレ詐欺。お金を振り込んでしまう還付金詐欺、警察官を装った犯人等にキャッシュカードをだまし取られる預貯金詐欺が多く発生しています。これらの特殊詐欺の被害を防止する対策としましては、被害多発地域の高齢の方を対象とした犯罪抑止アドバイザーによる戸別訪問、また電話に出ない対策として簡易型自動録音機やトビラフォンの設置、防犯広報として、防犯ボランティアや交通機関の職員、介護施設の行政職員の皆様とご協力いただき官民一体となった広報活動及び犯罪抑止活動を展開しています

今後においても、ご高齢の方だけではなくて、いわゆる私たち現役世代に向けた特殊詐欺被害対策の強化推進が必要であると考えています。

続きまして、子どもに対する犯罪についてご報告をさせていただきます。これにつきましても、暫定値ではございますが、子どもに対する犯罪の認知件数は、区内3警察署合わせて5件と、昨年比で4件の増加となっております。警察としても子どもに対する犯罪の対策として、登下校時の警戒を実施しているほか、子どもに対する声かけ事案等を認知した場合には、「メールけいしちょう」による、タイムリーな犯罪発生情報を地域の方々に提供し、注意喚起を図っています。

先般、全国的に予告メールを配布されるような事案もありました。これについても、当署をはじめ、3警察署、また区の方でも、学校等に注意喚起をしていただいたり、タイムリーな対応を図っていきたいと考えています。

併せて、地域の方々に「メールけいしちょう」の登録や、先ほど当署の署長が発表しました、「Digi Police」のアプリのインストール等、こちらの促進をお願いしているところであります。

先ほど、特殊詐欺の被害について減少に転じたということでご報告させていただきましたが、その理由としまして、板橋区をはじめとした関係行政機関の皆様や、本日、会議にお越しいただいています、板橋防犯協会の草山様をはじめとした皆様、また特殊詐欺被害防止の最後の砦といえます、金融機関の皆様のご協力のおかげであると考えております。深く御礼申し上げます。

さきほど、当署の署長の森田も申し上げましたけれど、安全・安心なまち板橋を作り上げるといったことは、警察だけではできないことです。地域の皆様のお力が必要でございますので、どうか、今後もより一層のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、警察としても検挙、抑止の両面でさまざまな施策を推進していきたいと考えておりますので皆様のご協力をお願いいたします。

報告につきましては、以上でございます。ありがとうございました。

会長：ありがとうございました。続きまして、「令和4年板橋区内火災状況について」を板橋消防署災害対策調整担当課長 小林様からお願いいたします。

板橋消防署災害対策調整担当課長

板橋消防署の小林です。よろしくお願ひいたします。それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、板橋、志村、両消防署を代表して資料3についてご説明させていただきます。まず、令和4年5月末までの区内の火災状況ですが、件数は73件で、前年同時期と比べますと3件増加しています。次に焼損床面積です。252平方メートルで、前年同時期と比べて155平方メートル減少していましたが、6月に入り大きな火災があった関係で、現在は昨年とほぼ同程度となっております。

続いて火災による、死者の状況ですが、区内では2名発生しており、前年同時期と同数となっております。その一方で、東京消防庁管内全域で見ますと、前年同時期と比べて17名増と大きく増加している状況となっております。続いて、出火原因別件数ですが、電気火災が一番多く、続いて放火および放火の疑い、コンロ、タバコと続いております。

消防署としましては、各原因について、注意喚起の広報を進めるとともに、火災による被害を低減させるため、住宅用火災警報器の設置及び点検の促進に関する広報を推進しているところであります。

資料を1枚おめくりください。2件の情報提供です。まず、増えています電子レンジ火災ということで、近年増加している電子レンジ火災について、ご説明させていただきます。電子レンジ火災の件数は、このグラフでお分かりいただけるように、東京消防庁管内で昨年65件発生しており、この10年間で約3倍に増加しています。区内でも昨年は3件、今年は現在までで6件発生するなど、急増している状況です。電子レンジ火災を防ぐ心得として、1. 適正な加熱時間を確認する。2. その場を離れない。3. 周囲に可燃物を置かない。4. レンジ不可のものを入れないよう包装の表示を確認する。といったことをお願いしています。電子レンジ火災時の対応としては、1. 扉を開けずに電源遮断。2. 扉を閉めたまま中の様子を見る。3. 火が消えなければ消火器具の準備という対応をお願いしています。

また、消火後もしくは消火できなければ119番通報を実施してください。以上となりますが、この内容は報道発表され、新聞各紙に掲載されたほか、消防署の広報チラシや東京消防庁ホームページでも広報していますのでよろしくお願いたします。

続いて、次のページの熱中症についてです。状況については、先ほど板橋消防署長からご説明いたしました、そのような状況となっておりますので、大変憂慮すべき事態となっております。それでは資料の説明に入ります。まず、熱中症の応急処置については図の通りとなりますが、チェック1の熱中症を疑う症状がある場合で、チェック2の呼びかけに応えない意識がない状態の時は、いいえの青い矢印で右に進み、すぐに119番通報して救急車を呼んでください。

救急車が到着するまでの間は、その下にあるように涼しい場所に避難して、風が通るように服を緩め、冷たいものがあれば血流の多い、首、脇の下、太ももの付け根を集中的に冷やしてください。左のチェック2に戻り、呼びかけに応えたら、同様に体を冷やしてください。

チェック3の水分を自力で摂取できるのであれば、水分、塩分を補給。チェック4の症状が良くなれば休息を取り、回復したら帰宅してください。チェック3、チェック4でいいえの場合は点滴等の医療処置が必要となりますので医療機関を受診してください。次に、新しい日常における熱中症予防のポイントですが、気温が高い中でマスクを着用すると熱中症のリスクが高くなります。状況によりマスクを外すことを考慮するとともに激しい運動を避け、こまめに水分補給を心がけてください。感染予防には冷房時でも換気が必要となるため、エアコンの温度設定をこまめに調節してください。以上がポイントとなりますが、暑くなり救急要請が非常に多くなっております。東京消防庁では、予備の救急車に人員を乗せて非常運用する等、救急隊を増やして運用しておりますが、それでも現場到着まで時間がかかることが予想されます。是非皆様には、この内容を知っていただき、熱

中症の処置と予防を広報していただきたいと思います。私からの説明は以上です。ありがとうございました。

会長：ありがとうございました。続きまして「令和3年度悪質商法等による消費者被害について」を板橋区くらしと観光課 池田課長から説明いたします。

板橋区くらしと観光課長

板橋区くらしと観光課長の池田でございます。説明については着座にて失礼させていただきます。資料4をご覧くださいと思います。

こちらの資料は、くらしと観光課で所管しております、板橋区消費者センターに寄せられた悪質商法による消費者被害についての報告となっております。

順を追ってご説明させていただきます。

「1 令和3年度 相談の概要」でございます。令和3年度の相談件数につきましては、総数で4,125件ございました。

昨年度の令和2年度と比べますと、467件ほど減っております、前年度比は89.8%となっております。そのうち架空不当請求の相談件数につきましては129件ということになっております。こちらについては、過去5年間の中で相談件数割合が最も小さく、相談件数につきましても最も少なくなっております。下のグラフでご確認いただければと思います。

次にグラフの下の年代別相談件数でございます。10歳未満の相談につきましては、令和2年度については6件、令和3年度については前年度から倍増しまして12件となっております。その内容につきましては、オンラインゲームの課金のトラブル相談が増加しているとのことでございます。その他については、高額なものを保護者の方に黙って購入したということもトラブルとなっております。

また、20代から50代の相談につきましては、全体の相談件数の大体過半数を占めているという状況になっております。詳しい内容については、「別紙1 令和3年度消費生活相談件数（対前年度比較）」にございます。こちらに載せていますので後ほどご確認をいただければと思います。

資料4に戻りまして、2ページ目を開けていただけますでしょうか。「2 最近多くみかけられる悪徳商法等の相談事例」となっております。そのうち、最初に若者に多い相談事例としてはエステ契約のトラブルということでございます。こちらは、高額な契約を断り切れず契約してしまったという内容になっております。

また、2例目の最近増加している相談事例は、屋根工事のトラブルでございます。皆様お聞きになっているところであるかと思いますが、近くで工事していましたら、「お宅の屋根瓦がずれているよ」ということで、高額な屋根工事の契約を迫るという内容になっています。いずれにしても、クーリングオフ期間というのがございますので、そちらをご活用いただいで、気づかれましたらなるべく早めに、消費者センターへご相談をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、架空不当請求でございます。こちら、「携帯電話等に未納金があるので、本日中に連絡してください」というようなショートメールが届きました、それについて電話をかけ直しますと、高額な請求をされてしまうという内容になっています。このようなものについては、あくまでも電話をしないということで対応いただきたく、またこういったことのトラブルがございましたら、こちらでも消費者センターへご相談をいただければと思っています。

次に、「3 悪質商法等被害防止対策の具体的な取り組み」でございます。こちらの啓発事業でございますが、一般向けには、町会回覧による情報提供と啓発を目的として「くらしのEye」を年5回発行させていただいております。こちらの中で、増えている相談事例を広報させていただいているところでございます。

次に、青色防犯パトロールカーによる悪質商法の意識啓発のアナウンスは随時実施をさせていただいているところでございます。また、屋根工事などのトラブルが多く発生している地域については、重点的に青色防犯パトロールカーによる注意喚起をしております。また、ツイッターで情報提供、啓発を随時させていただいております。昨年の実績で申し上げますと、100回ほどツイッターで広報しているところでございます。ただ、ツイッターのフォロワーがなかなか増えないという状況もございますので、消費者センターでも広報に努めてまいります。皆さんもご協力いただいで、フォローをしていただけると助かります。また、区民と区長の懇談会が年6回ほど開催されておりますが、その場で啓発のリーフレット等を配布させていただいているところでございます。

②は、若者向けでございますが、小中学生については副読本を学校に配布させていただいております。小学校に4月、中学校に7月という形でございます。また、若者向け啓発リーフレットの配布も、12月頃にさせていただいております。また、最近、皆さんご存じのとおり、成人年齢の18歳へ引き下げというところもございましたので、高校、特別支援学校、専門学校、新入社員向けの講師派遣なども希望のあるところについては、消費者センターから講師を派遣し、契約についての講義をさせていただいているところでございます。

③高齢者向けでございます。高齢者向け啓発リーフレットの配布を8月、また老人クラブ等に対して講師派遣をさせていただいております。こちらの希望がある

団体様については、ご希望の内容に沿った講師の派遣をさせていただいているところでございます。

また、高齢者見守りの関係者に向けて「ネットワーク通信」を年3回ほど配布させていただいているところでございます。

(2)の高齢者関係機関と警察署、消費者センターとの連携でございますが、区高齢者福祉関係部署、介護事業者と連携しまして、トラブルの解決に向けて随時、情報発信をさせていただいているところでございます。

簡単でございますが、以上で報告とさせていただきます。ありがとうございました。

会長：以上で報告事項を終了いたします。ただ今の報告につきましては、ご意見等があるとは思いますが、後ほど一括してご発言いただきたいと思えます。次に議事に入りたく存じます。令和4年度生活安全協議会活動方針案について関根防災危機管理課長から説明いたします。

4 議題

板橋区防災危機管理課長

それでは資料5につきまして、ご説明を申し上げたいと思えます。令和4年度板橋区生活安全協議会の活動方針案でございます。

「1. 活動方針」でございます。(1)、「いたばし生活安全都市宣言」で宣言している「地域防犯力の向上」を図るため、板橋区や関係機関・団体は、意識啓発活動を積極的に進めます。(2)、生活安全協議会は、共通の事業を行い、関係機関・団体の連携を強めるとともに、地域ぐるみの運動につなげてまいります。(3)、重点項目を決めて専門部会を設置し、事業計画に基づき効果的に活動を行うとともに、地域ぐるみで犯罪の防止を図ってまいります。

次に「2. 重点項目」でございます。今年度につきましても、昨年度に引き続きまして、以下の3点とさせていただきたいと考えております。

(1)が「特殊詐欺・悪質商法対策」でございます。特殊詐欺と悪質商法の被害の現状につきましては、これまでの挨拶や資料説明の中でご紹介させていただいておりますが、それらを踏まえまして、以下の文言となっております。

令和3年の特殊詐欺の被害件数は151件、被害総額は約2億2,600万円であり、被害件数としては23区中3番目に多い結果となっております。このことから、関係機

関と引き続き連携いたしまして、効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

令和3年度の相談件数のうち、悪質商法等の件数の割合は、過去5年のうち最少となりましたが、屋根工事のトラブル、架空不当請求の相談が増加していることから、引き続き注意喚起等の被害防止対策を実施してまいりたいと考えております。

(2)「子どもに対する犯罪の防止対策」でございます。近年、犯罪の認知件数が減少する中、子どもを被害者とする犯罪、誘拐、わいせつ等の犯罪認知件数は微増傾向にあることから、引き続き講習会を開催するなど、子どもに対する犯罪への防犯意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

(3)「火災予防対策」でございます。令和3年の火災発生原因の1位は配線等に伴う電気火災であり、次に放火となっております。火災被害を減少させるためには、住宅用の火災報知機の設置や定期的な維持管理、コンセントの定期的な清掃、タコ足配線を避けるなどの日常生活における防火対策に注意することが重要であることから、今後も関係機関と連携した火災予防対策を実施してまいりたいと考えております。

こちらの活動方針、重点項目を踏まえまして、2ページ目から事業計画が載っております。こちらの方は資料1の活動報告でご説明を申し上げた事業と同様のものが載っております。(1)「板橋区生活安全協議会専門部会」、こちらの方も引き続き開催させていただきたいと思っております。

(2)は「関係機関団体等と共同で実施している事業」。こちら①から3ページ目にかけて、⑥までございますが、こちらも引き続き実施させていただければと思っております。その下、(3)「区が実施している事業」、①が「総合安心・安全パトロール」でございますが、こちらの方の(3)につきましても、4ページ目の「親子体験型防犯講習会」まで、こちらの方も引き続き実施をさせていただければと思っております。

(4)の「区、関係機関による広報活動」、こちらの方は①から5ページに掛けて、全部で⑨までございます。新規で追加させていただいた項目は⑧と⑨でございます。⑧の「板橋区の生活安全の作成」と書かれますが、こちらは4年に一度作成をさせていただくものでございます。

板橋区の犯罪、火災等の発生状況及び、区の生活安全に関する取り組み状況をまとめて区ホームページに掲載するものでございます。まさしくこちらの生活安全協議会でご議論いただいている中身を4年分まとめて掲載させていただくような形になろうかと思っております。

その下、防犯冊子の作成ということで、子どもやその家族を対象に、子どもに人気のあるキャラクターを活用し、防犯をテーマとした絵本を作成して防犯意識

啓発を行うということになっておりまして、今、作成途中でございます。この子どもに人気のあるキャラクターですが、現在、かいけつゾロリをキャラクターとしたものを予定しております。

(5)の「特殊詐欺被害防止に向けた対策」、その下の「その他の活動」でございます。その時々状況に応じた対策を随時追加していくことになろうかと思っております。

最後に、参考としてお配りをいたしました。「令和4年度板橋区生活安全協議会意見書の集約と回答」につきまして、内容を簡単にご紹介させていただければと思います。こちらの方、全部で3ページ構成になってございます。こちらにつきましては、委員の皆様へ事前配布をさせていただきました資料につきまして、生活安全協議会委員9名の方から下記の意見をいただきました。時間の都合上、意見に対する回答も用意はさせていただきましたけれども、この場では、意見の紹介のみとさせていただきたいと思っております。

「1意見等」について、こちらの方、計12点ございます。「(1)地域安全マップ作製講習会」について3件寄せられました。①作製した地域安全マップを商店街や町会と共有してはどうかという意見、②が作製した地域安全マップを総合安全・安心パトロールに活用してはどうかという意見、③大人と子どもとでは危険を感じる場所が違うので子どもを対象にした地域安全マップの講習会を開催してはどうかという意見がございました。

「(2)犯罪抑止生活安全のつどい」についてのご意見が1点寄せられました。動画配信について、配信時期や概要を広報紙や町会の回覧板等で周知されたらどうかという意見がございました。

「(3)生活安全の日キャンペーン」について、2点の意見をいただきました。1点目は、アンケート結果では、特殊詐欺の認知度も高い状況にあるにも関わらず、被害が減少していないことから、さらなる対策強化が必要であるという意見、「板橋区生活安全の日」及び「最近の犯罪発生情報」の認知度が低い状況です。周知方法について、検討する必要があるのではないかという意見がございました。

「(4)防犯設備の整備補助金」については、町会内の防犯カメラの設置については今後も続けてほしいという意見。

「(5)特殊詐欺対策」については、2件寄せられました。1件目、電話機を常に留守番電話に設定しておくことが効果的ですよというご意見、2件目は、町会や老人クラブなど、あらゆる機会を通じて意識を啓発していくことが必要だという意見。

「(6)区、関係機関による広報活動」については、広報活動を各商店街のイベント時にも行ってみたいかがどうかという意見。

「(7)子どもに対する犯罪の防止対策」について、2件ございました。1点目は、子どもに対する犯罪で、SNS等での被害が心配であるので、保護者への意識啓発が大切であるというご意見。2点目、最近、毎日のように「メールけいしちょう」より犯罪が起こっていると連絡があるので、一層のパトロール強化をお願いしたい。というご意見でございました。

その他の意見をまとめさせていただいておりますが、各団体、委員の取り組みをご紹介いただいたものでございます。日頃より様々な活動をしていただき、この場を借りまして感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

資料説明につきましては、以上でございます。

会長：ただいま、令和4年度板橋区生活安全協議会の活動方針案がありました。先ほどの報告事項を含めまして、ご意見ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

質疑・応答

質問 板橋区議会議長

最後にご説明いただいた意見書の集約と回答について、区民の皆様から様々なご意見いただいて、ありがたいなと思います。その中で例えば、地域安全マップの作製講習会ですとか、先程ご説明いただいた「Digi Police」の件で、犯罪の発生が地図で見えるとか、様々な情報が多岐にわたる中で、例えば警察でも、他の警察署で取り組まれているように、犯罪の発生した場所をオープンにして提供するとか、交通事故が発生した場所をオープンにして提供するですとか、これはたしか、熊本県警が取り組まれていたと思いますが、そのような様々な情報を提供されていると思います。そういった中で、板橋区では、例えば小学校のPTAでも取り組んでいる地域があるのですが、地図を共通化したものを区として提供して、そこに子どもたちが取り組んでいるものを載せる。地域住民は町会が取り組んだものを載せる。警察が発表しているものを載せる。とか、そういったバラバラになっている情報を区として、1つのプラットフォームにまとめていくことの作業がすごく大切であるのではないかと、様々なところで言われている中で、なかなか実現できていないと思うのです。生活安全という視点から、そういった犯罪ですとか火災ですとか、交通ですとか、生活安全に関する情報を載せるプラットフォ

ームを一度整備されてみるのはいかがでしょうかと思います。そういった取り組みは、今はされておられるのでしょうか教えてください。

回答 防災危機管理課長

ご提案ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、様々な情報を共通して使えるようにプラットフォームを構築していくということは非常に重要なことであると思います。ただ、手始めにまずは地域安全マップであれば、それを作っている各学校の取り組みの情報共有を図ってまいりたいと思っているところでございます。

学校におきましては、アナログの紙だったり、デジタルを使っているところもすでにあるかと思いますが、こういったことにつきましては、協力いただいている小学校PTA連合会の皆様と具体的な手法について検討させていただきたいと思っております。その次のステップとして、いろいろな関係団体から出ている情報をとりまとめる形でのプラットフォーム構築が可能かどうか検討を進めさせていただければと考えているところでございます。

質問 板橋区議会議員

はい、ありがとうございます。実際に小学生がギガスクールということでタブレットを全員持って、その中で例えばGoogleマップという、簡単な地図で、子どもたち自身が日頃の生活の中、日ごろの勉強の中で日常の生活を地図に落としていくという作業もできているという現実があると思いますので、ぜひともそういった子どもたちの取り組みと生活安全をしっかりと、検討していただいて、決して難しいものではないですし、費用をかければいいものでもありませんので、すでにある既存のシステムを、既存の取り組みをぜひ活用して、それを取りまとめていく作業をしていただければと思います。

もう1つで、最後にぜひ警察の皆様には、先程の「Digi Police」の件ですけれども、これは実例ですけれども。例えば声がけの方法として、「今、皆さんスマホを出してください」と言ってその場で登録をしていただくようなお声がけをしますと、今日この場でも30名いらっしゃいますので、この場だけで30人一気に登録ができると思います。アプリ登録方法マニュアルみたいなものがあると思いますので、活用いただければと思います。また、区においても、資料の中で二次元コードを後ほどご覧くださいではなくて、この場でスマホを取り出して、今、二次

元コードを読んでもくださいというような、それくらい積極的に活用された方がより登録は促進されると思いますし、今この場で、例えば議会のように携帯・スマホ・タブレットを持ち込み禁止というルールではないと思いますので、ぜひそういったフレキシブルに対応していただくことが、登録促進につながると思いますので、ご検討いただければ幸いです。

回答 防災危機管理課長

いろいろ提案いただきありがとうございます。周知方法につきまして、皆様のご意見、いろいろ頂戴して、さらにいいものにしていきたいと考えておりますので検討させていただければと思います。ありがとうございました。

質問 民生・児童委員協議会熊野地区会長

先ほどの説明の中に、防犯絵本の作成中であるということが含まれておりました。今の議長のお話に関連するのですが、今はギガスクールで子どもたちは、タブレットを持っていますので、例えば防犯に関する子どもに対しての番組とか、プログラムを子ども向けに広報の検討もよろしく願いできたらと思います。

回答 防災危機管理課長

今作製しておりますのは、紙媒体のものでございまして、デジタル化の予定はないところでございますが、ギガスクールの関係で、お子さんがタブレットを持っていますので、デジタルコンテンツの番組プログラムについても作成を今後検討させていただければと思います。

質問 公募委員

私の方は1点でございます。資料5の活動方針案、3の(2)の②のところの「犯罪抑止・生活安全のつどい」でございます。昨年度はコロナ関係で動画配信ということで活動報告の説明があったわけでございますが、今年も新型コロナウイルスの影響により中止のため、代替事業を検討中、という記載があるわけでございます。

が、具体的に、もし今検討されている状況だと思いますが、どういうものを検討されているのか、もし分かる範囲内でご紹介いただければと思います。

回答 防災危機管理課長

こちらの「生活安全のつどい」につきましては、9月下旬から10月上旬にかけて実施させていただくものでございまして、中止の判断につきましては早いというところではございますけれども、最近の感染の状況を見ますと、やはり大きな会場に多くの方を集めて行うのはちょっと無理があるということで、警察の方とご相談をいたしまして、一旦中止をさせていただき決断をさせていただきました。代替事業につきましては、今後動画も含めまして、どういったものでいいのか、有効なのか、これをさらに関係団体や関係機関の皆様と相談しながら作り上げていこうと考えております。こういう代替事業をやるということで明確な答えができない状況でございます。

質問 志村防犯協会会計監査

特殊詐欺のことについてお聞きします。高齢者特殊詐欺の対策で町会や老人クラブのある日から当事者意識の啓発を行っております。こういう人たちが集まる時にこういう話は年中しております。しかし残念ながら、当町会で1件特殊詐欺に引っ掛った方がおります。もっと何か具体的な効果的な啓発方法があると思います。これまでの状態だと、いくらやっても特殊詐欺に引っ掛けてくると思います。私は、まだ詐欺電話を取ったことがありません。例えば、このような電話がかかってきます。などといった話とか、実際の電話を録音したものを聞かせてもらえるような機会があるとだいぶ違うと思います。何かもう少し具体的な対策があればいいなと思っております。よろしくお願ひします。

回答 板橋警察署生活安全課長

まず、特殊詐欺に関しては、様々な対策を行っておりますが、なかなか成果が出ないというのは仰るとおりでございます。ですので、何とかしないといけないということでやっております。具体的な犯罪のそういったアポ電の声とか、手口があるのかということも含めて、先ほど当署の署長の森田からお話をさせていただき

ましたが、「Digi police」の方に入っております。インストールしますと実際にどのように詐欺の電話がかかってきて、どのような風に誘われているかなど、実際の音声なども聞けます。ただ、なかなかスマートフォンにアプリを入れることが難しい方や、実際にまだスマートフォンを持っていないという方もいると思います。そういう方に、実際に音声を聞いていただくなどということも含めて、今進めているところです。また、話し手が警察だけではなく、高齢者宅に訪問をする事業者の方に、チラシと一緒に話もしてもらえそうなそういった施策もやっています。私たちだけが、一方的にコンテンツを提供するお話をではなく、民間業者の方を含めて関心を持っていただいて、そういった方にお声がけをしていただくことも考えています。被害がなかなか減らないと仰っていただいて非常に私も心強く思いました。

実際に被害に遭った方に、我々が行っている情報発信が届いているかどうかを必ず確認しています。大体の方はテレビでも見ているし、実際に区とか警察の方で、いろいろ広報している話は聞いて知っています。でも、なぜかたまたま、医療費でお金がたくさん掛った直後にアポ電が掛かってきた、そういうものがあると思ったとか、自分が引っ掛かるとは思わなかった、というような話があります。ですから、こういった具体的な事例を直接聞いていただく方法と、今申し上げたように、警察だけではなくて、各関係団体や業者の方、あるいは福祉に携わっている方のご協力をいただいております。そして最後に、今行っていることを絶対に諦めないで継続していくこと、この3点を続けていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

会長：他にいかがでしょうか。

—質問、意見なし—

会長：それでは、「令和4年度生活安全協議会活動方針（案）」につきまして皆様にお諮りいたします。賛成の方は拍手をお願いいたします。

—拍手（異議なし）—

会長：賛成多数と認めます。活動方針につきましては、このとおりに決定いたします。ありがとうございました。これをもちまして、令和4年度板橋区生活安全協議会を閉会させていただきます。